

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度

この一覧表は、新型コロナウイルス感染症に係る市等の支援制度等をまとめたものです。

各支援制度の受付は、本一覧表記載の担当窓口までお問い合わせください。

令和4年2月7日現在

松 江 市

目 次

①個人向け

分野	No	支援制度名	頁
生活支援	1	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	1
	2	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付）【国】	1
	3	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国】	1
	4	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国】	1
	5	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国】	1
	6	子育て世帯への臨時特別給付金【国】	2
	7	傷病手当金【市】	2
	8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国】	2
	9	住居確保給付金【国】	2
	10	住宅喪失者への市営住宅の提供【市】	2
	11	生活保護【国】	2
就職支援	12	新規学校卒業者の採用内定取消し等に関する相談窓口【国】	2
子育て・教育	13	妊婦のPCR検査などの検査費用の助成【国】	2
	14	高等教育修学支援新制度による支援【国】	2
	15	就学援助制度【市】	2
	16	修学旅行キャンセル料支援事業【市】	2
公共料金・ 税・水道料金 等	17	県税の猶予制度【県】	3
	18	市税の猶予制度【市】	3
	19	国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置【国】	3
	20	保険料の減免等【市】	3
	21	介護保険料の徴収猶予【市】	3
	22	介護保険料の減免【市】	3
	23	保育所等が臨時休園等した場合の利用負担額の減額【市】	3
	24	住宅ローン等の免除・減額【国】	3
その他支援	25	PCR等検査無料化事業【県】	3
	26	貸切バスによる県民の県内移動支援事業【県】	3
	27	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業【市】	3
	28	交通系ICカード普及促進事業【市】	3
各種相談	29	多言語電話相談窓口の開設【国】	4
	30	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口【国】	4
	31	人権相談（法務局）【国】	4
	32	女性のつながりサポート相談事業【県】	4
	33	つらい時の相談先【国】	4
	34	つらい時の相談先【国】【県】	4
	35	つらい時の相談先【市】	4

②事業者向け

分野	No	支援制度名	頁
融資・貸付	1	日本政策金融公庫等の既往債務の借換【国】	5
	2	新型コロナ特例リスケジュール【国】	5
	3	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等【国】	5
	4	日本政策投資銀行（DBJ）・商工中金による危機対応融資【国】	5
	5	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）【国】	5
	6	セーフティネット貸付【国】	5
	7	商工中金による危機対応融資【国】	5
	8	新型コロナウイルス感染症関連マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【国】	5
		特別利子補給制度（実質無利子）【国】	
	9	①新型コロナウイルス感染症特別貸付	5
		②危機対応融資	
		③新型コロナウイルス対策マル経	
	10	農林漁業セーフティネット資金【国】	5
	11	新型コロナウイルス対応支援資金貸付【国】	5
	12	セーフティネット保証4号5号【国】	5
	13	危機関連保証【国】	6
	14	セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）【県】	6
	15	新型コロナウイルス感染症対策資金【県】	6
	16	令和3年度稲作経営安定緊急対策資金【県】	6
	17	セーフティネット認定【市】	6
事業継続	18	事業復活支援金【国】	6
	19	松江GENKI夜市プレミアムチケット販売【市】	6
	20	障がい福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業費補助金【国】	6
雇用維持・ 労働者保護	21	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）【国】	6
	22	産業雇用安定助成金【国】	6
	23	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）【国】	6
	24	小学校休業等対応助成金・支援金【国】	7
	25	新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口【国】	7
公共料金・ 税・水道料金 等	26	県税の猶予制度【県】	7
	27	市税の猶予制度【市】	7
	28	中小企業等経営強化法（旧法：生産性向上特別措置法）の規定による計画に基づく固定資産税の特例措置【市】	7
	29	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて【市】	7

②事業者向け（続き）

分野	No	支援制度名	頁
感染防止	30	テレワーク導入支援策【国】	7
	31	地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等感染拡大防止対策にかかる支援【国】	7
	32	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策にかかる支援【国】	7
	33	飲食店等への営業時間短縮要請協力金【県】	7
	34	「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金【県】	7
	35	認可外保育施設に対する新型コロナウイルス対策事業費補助金【国】	8
	36	認可外保育施設におけるICT化推進等事業【国】	8
各種相談	37	要介護（要支援）高齢者・障がい者の短期受入【市】	8
	38	経営相談窓口の開設【国】	8
	39	専門家による経営アドバイス【国】	8
	40	現地進出企業・現地情報及び日本貿易振興機構（ジェトロ）相談窓口【国】	8
	41	事業資金相談ダイヤル【国】	8
	42	人権相談（法務局）【国】	8
	43	経営支援ワンストップ窓口【市】	8

③観光支援

分野	No	支援制度名	頁
観光誘客	1	再発見！あなたのしまねキャンペーン（#WeLove山陰キャンペーン含む）【県】	9
	2	教育旅行誘致事業【県】	9
	3	MICE誘致事業【県】	9
	4	学生旅行の商品造成支援事業【県】	9
	5	県内交通事業者を活用した旅行商品造成支援事業【県】	9
	6	旅行会社商品造成支援事業【県】	9
	7	ネット系旅行会社を活用した宿泊割引・プロモーション【市】	9
	8	「LINEでお得！おでかけHappy松江旅」～松江市観光施設割引キャンペーン～【市】	9

※観光支援について、現在、「まん延防止等重点措置」が適用されているため停止中

①個人向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
生活支援	1	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	(1)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 (2)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者(※雇用保険被保険者ではない方も対象)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、支援金・給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (TEL 0120-221-276)
	2	生活福祉資金制度による特例貸付(緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付)【国】	一時的に収入が減少した世帯	一時的な就労収入の減少に対し、生活資金の貸付を行います。	松江市社会福祉協議会生活支援課 (TEL 0852-24-9026)
	3	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国】	ア. 住民税非課税世帯 次の要件をすべて満たす世帯 ・基準日(令和3年12月10日)において松江市に住民票がある。 ・世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である。 ・住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯ではない。 イ. 家計急変世帯 次の要件をすべて満たす世帯 ・申請時点で松江市に住民票がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記アの世帯と同様の事情にあると認められる。 ・住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯ではない。	1世帯当たり100,000円	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター (TEL 0852-55-5770)
	4	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国】	①令和3年4月分児童扶養手当受給者 ②公的年金受給等による令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けていない者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	児童1人当たり 50,000円	子育て支援課 (0852-55-5019)
	5	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【国】	①令和3年4月分の児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者 ②令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当に係る受給資格の認定または額の改定の認定を受けた者(令和3年4月以降令和4年2月までに生まれた新生児) ③令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した児童を養育する者等 上記の要件を満たす者のうち ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ・収入が令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者	児童1人当たり 50,000円	子育て支援課 (0852-55-5019)

①個人向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
生活支援	6	子育て世帯への臨時特別給付金【国】	①令和3年9月分児童手当(特例給付除く)受給者 ②令和3年9月30日において高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童)の主たる生計維持者 ③令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者	児童1人当たり 100,000円	子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター (0852-82-3111)
	7	傷病手当金【市】	国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入し、給与などの支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱など感染が疑われる症状があり、働くことができず、事業主から十分な給与などが受けられない方	療養のため働くことができない期間において、無休又は給与が一部減額されている場合、傷病手当金が支給されます。	保険年金課 給付管理係 (TEL 0852-55-5265) 高齢者医療係 (TEL 0852-55-5325)
	8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国】	総合支援資金の再貸付を借り終えた又は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終えた世帯のうち、収入、資産、求職活動等の要件を満たす世帯 等	世帯の人数に応じた支援金を最大6か月支給します。 ※申請期限:令和4年3月31日(木)	生活福祉課 (TEL 0852-55-5035)
	9	住居確保給付金【国】	離職等により住居を失い生活に困窮している又は住居を失う恐れがある方のうち収入、資産、求職活動等の要件を満たす世帯 等	離職等により住居を失い生活に困窮している又は住居を失う恐れがある方に、安心して求職活動ができるよう最大9か月家賃(限度額あり)を補助します。	松江市くらし相談支援センター (TEL 0852-60-7575)
	10	住宅喪失者への市営住宅の提供【市】	解雇等により、収入が著しく減少し住宅の退去を余儀なくされる松江市内在住の方	目的外使用による市営住宅の提供	建築指導課 (TEL 0852-55-5344)
	11	生活保護【国】	世帯の収入が国が定めた基準額より低い場合に対象となります。	世帯全体の収入と国が定めた基準額を比べ、不足する生活費や医療費、介護費などを支給します。	生活福祉課 (TEL 0852-55-5305)
就職支援	12	新規学校卒業者の採用内定取消し等に関する相談窓口【国】	採用内定取消の通知を受けた方、内定辞退を強要された方、入職時期繰下げの通知を受けた方 等	採用内定取消し等の対応についてのアドバイス、全国の学卒求人者の情報提供、職業紹介など、就職活動のサポートを行います。	松江新卒応援ハローワーク (TEL 0852-28-8609)
子育て・教育	13	妊婦のPCR検査などの検査費用の助成【国】	新型コロナウイルス感染症に不安があり検査を希望する妊婦で、以下の全てにあてはまる方 ・分娩予定日が概ね2週間以内の方 ・発熱などの感染を疑う症状がない方	検査の費用を助成	子育て支援センター (0852-60-8155)
	14	高等教育修学支援新制度による支援【国】	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した大学生等	(1)新型コロナウイルス感染症の影響も家計急変の事由として取り扱い、支援区分に応じた奨学金を給付する。 (2)(1)を除く大学生等に10万円を支給する。	日本学生支援機構 (TEL 0570-666-301)
	15	就学援助制度【市】	(1)市立小・中・義務教育学校へ通学する児童生徒の保護者 (2)市内に住所があり、市内の国私立学校または市外の学校(国私立除く)へ通学する児童生徒の保護者	新型コロナウイルス感染症の影響により、生計同一の者の収入が減少した世帯については、直近の収入により審査を行います。	学校教育課 (TEL 0852-55-5416)
	16	修学旅行キャンセル料支援事業【市】	市内小・中・義務教育学校の修学旅行実施学年児童生徒の保護者(学校が手配した旅行業者へ支給)	新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の中止及び行先変更に伴い発生したキャンセル料分の費用を支給する。	学校教育課 (TEL 0852-55-5417)

①個人向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
公共料金・税金・水道料金・税金・税	17	県税の猶予制度【県】	県税の納税義務者又は納入義務者	県税の徴収及び換価の猶予を行います。	島根県東部県民センター 0852-32-5632
	18	市税の猶予制度【市】	市税の納税義務者又は納入義務者	市税(県民税含む)の徴収及び換価の猶予を行います。	税務管理課 0852-55-5143
	19	国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置【国】	収入が減少し、年間所得が基準額以下に減少する見込みの方	国民年金保険料の免除や納付猶予を行います。	保険年金課 (TEL 0852-55-5263)
	20	保険料の減免等【市】	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の納付が困難な方	国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の減免や納付猶予を行います。	保険年金課 国保・年金係 (TEL 0852-55-5269) 収納係 (TEL 0852-55-5267) 高齢者医療係 (TEL 0852-55-5325)
	21	介護保険料の徴収猶予【市】	新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、前年の当該事業収入等より概ね10分の2以上減少した第1号被保険者	介護保険料の徴収猶予(保険料の納期限から1年以内)	介護保険課 (TEL 0852-55-5930)
	22	介護保険料の減免【市】	新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、前年の当該事業収入等より概ね10分の3以上減少した第1号被保険者	介護保険料の減免	介護保険課 (TEL 0852-55-5930)
	23	保育所等が臨時休園等した場合の利用負担額の減額【市】	新型コロナウイルスに感染または濃厚接触したことにより臨時休園等になった保育所等を利用する児童の保護者	保育所等を利用できなかった期間の利用負担額(保育料)を減額	子育て支援課 (0852-55-5312)
その他支援	24	住宅ローン等の免除・減額【国】	新型コロナウイルス感染症の影響で失業や収入の減少により、ローンが返済できない個人・個人事業主	「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することにより、ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。 ※債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借り入れ先の同意が必要となります。	ローン借り入れ先の金融機関等
	25	PCR等検査無料化事業【県】	(1)ワクチン接種にかかわらず、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食・イベント・旅行等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために検査が必要な方 (2)感染に不安を感じて検査を希望する県民の方(ワクチン接種の有無は問いません)	無料検査の実施期間 (1)の方令和3年12月27日(月)から令和4年3月31日(木)まで (2)の方令和4年1月13日(木)から令和4年2月20日(日)まで	しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』 (全日8:30~21:00) (TEL 0852-22-5842)
	26	貸切バス等による県民の県内移動支援事業【県】	県内に営業所を有する民間貸切バス事業者・県民でレンタルバスを利用される方	貸切バスの利用運賃の1/2	島根県交通対策課 (TEL 0852-22-5099)
	27	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業【市】	市内に営業所を有する民間貸切バス事業者・市民でレンタルバスを利用される方	貸切バスの利用運賃の1/6	交通政策課 (TEL 0852-55-5209)
	28	交通系ICカード普及促進事業【市】	令和3年10月1日から販売を開始した「バスICOCA定期券」を新規で購入された方 (対象期間:令和3年10月1日~令和4年2月28日までの購入分)	1000円をチャージ	交通政策課 (TEL 0852-55-5209)

①個人向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
各種相談	29	多言語電話相談窓口の開設【国】	外国人の方	外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安・相談に対応し、適切な情報を提供します。	新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）【英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語】 (TEL 0120-565653)
	30	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口【国】	市民の方	県の対策や予防法などの相談を受け付けています。	【感染が疑われる場合】受診・相談センター (TEL 0120-567-747) 【症状の有無に関わらず、不安に思う場合】 一般相談コールセンター (TEL 0120-567-177) 厚生労働省相談窓口 (TEL 0120-565-653)
	31	人権相談（法務局）【国】	どなたでも	差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット上の書き込みなど、人権問題について相談を受け付けています。	松江地方法務局 (TEL 0852-32-4260) みんなの人権110 番 (TEL 0570-003-110) 子どもの人権110 番 (TEL 0120-007-110) 女性の人権ホットライン (TEL 0570-070-810)
	32	女性のつながりサポート相談事業【県】	新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立等で様々な困難や不安を抱える女性	・県内各地域での相談会や交流会、オンライン相談等 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催中止となる場合があります。	島根県青少年家庭課 (TEL 0852-22-5241)
	33	つらい時の相談先【国】	悩んでいる市民の方	こころの健康面で心配なことがある方はご相談ください。	よりそいホットライン (TEL0120-279-338) ※フリーダイヤル・無料・24時間対応
	34	つらい時の相談先【国】【県】	悩んでいる市民の方	こころの健康面で心配なことがある方はご相談ください。	こころの健康相談統一ダイヤル (TEL0570-064-556) ※ナビダイヤルから島根県立心と体の相談センター（平日9時～17時対応、平日18時30分～22時30分委託機関により対応） ※受け付けは22時まで
	35	つらい時の相談先【市】	悩んでいる市民の方	こころの健康面で心配なことがある方はご相談ください。	気持ちがつらいとき健康推進課 (平日8時30分～17時15分) (TEL 60-8154/8156)

②事業者向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
融資・貸付	1	日本政策金融公庫等の既往債務の借換【国】	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資などの利用者	左記債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象とします。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL 0120-154-505) 日本政策金融公庫松江支店 国民生活事業ナビダイヤル (TEL 0570-075-025) 商工中金 相談窓口 (TEL 0120-542-711)
	2	新型コロナ特例リスケジュール【国】	中小企業、小規模事業者	中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。	島根県中小企業再生支援協議会 (TEL 0852-23-0701) 中小企業金融相談窓口 (TEL 0570-783-183)
	3	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等【国】	小規模企業共済の契約者	貸付利率の無利子化、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を行います。	中小企業基盤整備機構 共済相談室 (TEL 050-5541-7171)
	4	日本政策投資銀行(DBJ)・商工中金による危機対応融資【国】	最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者	設備資金及び運転資金の貸付を行います。	日本政策投資銀行 (新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口) (TEL 0120-598-600) 商工組合中央金庫相談窓口 (TEL 0120-542-711)
	5	新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)【国】	中小企業、小規模事業者	信用力や担保によらず、一律金利で貸付けを行います。	(平日) 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL 0120-154-505) 日本政策金融公庫松江支店 国民生活事業ナビダイヤル (TEL 0570-075-025) (土日・祝日) 日本政策金融公庫 国民生活事業ダイヤル (TEL 0120-112-476) 中小事業ダイヤル (TEL 0120-327-790)
	6	セーフティネット貸付【国】	中小企業、小規模事業者	従来の売上高要件を緩和した貸付を行います。	
	7	商工中金による危機対応融資【国】	中小企業、小規模事業者	信用力や担保によらず、一律金利で貸付けを行います。	商工組合中央金庫相談窓(TEL 0120-542-711) 商工中金松江支店 (TEL 0852-23-3131)
	8	新型コロナウイルス感染症関連マル経融資(小規模事業者経営改善資金)【国】	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者	経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で貸付を行います。	松江商工会議所 (TEL 0852-23-1616) まつえ北商工会 (TEL 0852-82-2266) まつえ南商工会 (TEL 0852-66-0861) 東出雲町商工会 (TEL 0852-52-2344)
	9	特別利子補給制度(実質無利子)【国】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②危機対応融資 ③新型コロナウイルス対策マル経	①～③の各種融資制度の利用者	①～③の各種融資制度を利用した事業者のうち、売上高が急減した事業者を対象に、利子補給を実施します。	(独)中小企業基盤整備機構特別利子補給制度事務局 (TEL 0570-060-515)
	10	農林漁業セーフティネット資金【国】	資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者	災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営安定化のための資金の貸付を行います。	日本政策金融公庫 松江支店(農林水産事業) (TEL 0852-26-1133)
	11	新型コロナウイルス対応支援資金貸付【国】	新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた介護サービス事業所等	貸付当初5年間実質無利子・無担保化により貸付を行います。	独立行政法人福祉医療機構 福祉 (TEL 0120-343-862) 医療 (TEL 0120-343-863)
	12	セーフティネット保証4号5号【国】	売上高等が減少している中小企業	信用保証協会の一般保証と危機関連保証とはさらに別枠で、借入債務の100%を保証します。	県内金融機関

②事業者向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
融資・貸付	13	危機関連保証【国】	売上高等が減少している中小企業	信用保証協会の一般保証とセーフティネット保証とはさらに別枠で、借入債務の100%を保証します。	県内金融機関
	14	セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)【県】	セーフティネット保証4号・5号又は危機関連保証の認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利法人	設備資金及び運転資金の貸付を行います。(県制度融資の既往債務の借換も可)	県内金融機関 島根県中小企業課 (TEL 0852-22-5883)
	15	新型コロナウイルス感染症対策資金【県】	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難となった農業者	新型コロナウイルス感染症の影響により販売額の減少、販売価格の下落等によって、経済的影響を受けた農業者に対し、農業経営の維持に必要な運転資金の貸付を行います。	【申込先】 島根県農業協同組合(JAしまね)くまびき地区本部各支店 【問い合わせ先】 島根県農林水産部農業経営課 担い手・集落営農育成グループ (TEL 0852-22-6201)
	16	令和3年度稲作経営安定緊急対策資金【県】	令和3年産主食用米の単位面積当たりの減収額が対前年比15%以上見込まれる農業者及び農業者の組織する団体	稲作経営運転資金について、低利な資金融資 融資限度額:減収額の範囲内 償還期間:5年以内(据置なし) 融資利率:年0.1%(JAしまね0.1%支援後)	【申込先】 島根県農業協同組合(JAしまね)くまびき地区本部各支店 【問い合わせ先】 島根県農林水産部農業経営課 担い手・集落営農育成グループ (TEL 0852-22-6201)
	17	セーフティネット認定【市】	売上高等が減少している中小企業	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定書を発行します。	松江市役所商工企画課 (TEL 0852-55-5208)
事業継続	18	事業復活支援金【国】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した者	中小法人 最大250万円 個人事業者 最大50万円	事業復活支援金事務局 (TEL 0120-789-140)
	19	松江GENKI夜市プレミアムチケット販売【市】	松江市内の飲食店、タクシー、運転代行業者	市内飲食店、タクシー、運転代行業を対象としたプレミアム付チケットの発行	松江地区商工会・商工会議所連携協議会 (TEL 0852-32-0505)
	20	障がい福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業費補助金【国】	・障がい福祉サービス施設・事業所 ・障がい児通所支援事業所	職員・利用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に、障がい福祉サービス等を継続して提供するためのかかり増し経費を補助します。	障がい者福祉課 (TEL 0852-55-5946)
雇用維持・労働者保護	21	雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置)【国】	雇用保険適用事業主	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。	島根労働局 (TEL 0852-20-7029) (TEL 0852-20-7020)
	22	産業雇用安定助成金【国】	・事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型趣向により労働者を送り出す事業主 ・当該労働者を受け入れる事業主	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型趣向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター (TEL 0120-60-3999) 島根労働局 (TEL 0852-20-7029)
	23	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)【国】	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主	左記の有給休暇制度(法定の休暇制度とは別)等の社内への周知を要件として、新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護で仕事を休まざるを得ない労働者が、その休暇を計5日以上取得した場合に、助成金を支給します。	島根労働局 (TEL 0852-20-7007)

②事業者向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
雇用維持・労働者保護	24	小学校休業等対応助成金・支援金【国】	新型コロナウイルスの影響により小学校や幼稚園、保育所などの臨時休業等で子どもの世話をする労働者に有給休暇を取得させた事業主または契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	令和3年11月1日から令和4年3月31日までの間に左記の労働者等に有給休暇を取得させた事業主や仕事ができなかった保護者に対し、助成金や支援金を支給します。	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター (TEL 0120-60-3999) 島根労働局 (TEL 0852-20-7007)
	25	新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口【国】	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・労働問題を抱えた方	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・労働相談を受け付けています。	島根労働局 (TEL 0852-20-7009)
公共料金・税・水道料金等	26	県税の猶予制度【県】	県税の納税義務者又は納入義務者	県税の徴収及び換価の猶予を行います。	島根県東部県民センター 0852-32-5632
	27	市税の猶予制度【市】	市税の納税義務者又は納入義務者	市税(県民税含む)の徴収及び換価の猶予を行います。	税務管理課 (TEL 0852-55-5143)
	28	中小企業等経営強化法(旧法:生産性向上特別措置法)の規定による計画に基づく固定資産税の特例措置【市】	中小企業	先端設備等導入計画に沿って一定の設備を新たに取得した場合、その設備に係る固定資産税を3年間ゼロとします。	固定資産税課 (TEL 0852-55-5162) ※計画認定等については商工企画課 (TEL 0852-55-5208)
	29	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて【市】	市道沿道の飲食店	道路占用料を減免します。	道路課 (TEL 0852-55-5307)
感染防止	30	テレワーク導入支援策【国】	テレワーク導入を検討している企業・団体	①テレワークマネージャー相談業務(総務省) ②人材確保等支援助成金(テレワークコース)(厚労省)	①テレワークマネージャー相談事業事務局 (TEL 044-299-7084) ②島根労働局 雇用環境・均等室 (TEL0852-31-1161)
	31	地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等感染拡大防止対策にかかる支援【国】	子育て短期支援事業、病児保育事業を実施する事業所	①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講) ②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等	子育て支援課 (TEL 0852-55-5312)
	32	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策にかかる支援【国】	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所等	①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講) ②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等	子育て政策課 (TEL 0852-55-5666)
	33	飲食店等への営業時間短縮要請協力金【県】	令和4年1月27日(木)から2月20日(日)の25日間に営業時間を短縮した、食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店	原則、要請対象期間(25日間)に、店舗ごとの1日あたりの支給額を乗じて算出します。店舗ごとの1日あたりの支給額は、原則、店舗ごとの前年又は前々年同期の1日あたりの売上高を用いて計算します。	島根県飲食店等時短要請協力金事務局 (TEL 0570-050-215)
	34	「島根県新型コロナ対策認証店」認証取得支援補助金【県】	飲食店(県内で、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた施設で、「島根県新型コロナ対策認証店」認証を取得していること	「島根県新型コロナ対策認証店」の認証促進のため、認証取得に向けた設備導入等にかかる費用を支援します。 補助率 2/3(補助上限 20万円)	「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度事務局 (TEL 0570-071-357)

②事業者向け

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
感染防止	35	認可外保育施設に対する新型コロナウイルス対策事業費補助金【国】	認可外保育所	感染対策を講じつつ業務を継続するための経費(消毒に係る時間外勤務手当等)や、マスクや消毒液等の衛生用品に対する費用を助成します。 ・補助率 10/10 ・補助上限額 事業規模に応じて30万円～50万円	福祉総務課 (TEL 0852-55-5688)
	36	認可外保育施設におけるICT化推進等事業【国】	保育者の負担を軽減・事故防止のために新たにシステムを導入する保育施設(認可外保育所)	認可外保育施設が新たにシステムを導入する経費に対し助成します。 ・補助率 3/4(補助上限額 15万円)	福祉総務課 (TEL 0852-55-5688)
	37	要介護(要支援)高齢者・障がい者の短期受入【市】	クラスター発生により施設がサービス継続不可となった場合の施設利用者及び介護職員 要介護高齢者・障がい者の介護者が陽性になった場合の要介護高齢者・障がい者	クラスター発生により施設がサービス継続不可となった場合に、施設利用者及び介護職員を受け入れる。在宅生活をしている要介護高齢者・障がい者の介護者が新型コロナウイルス感染症となった場合、入院により介護者不在となる。他の家族等、介護者が確保できない場合に「短期入所受入施設」として受け入れる。	介護保険課 (TEL 0852-55-5935)
各種相談	38	経営相談窓口の開設【国】	中小企業・小規模事業者	中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。	経済産業省 特設ページ内「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」
	39	専門家による経営アドバイス【国】	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。	島根県よろず支援拠点 (TEL 0852-60-5103)
	40	現地進出企業・現地情報及び日本貿易振興機構(ジェトロ)相談窓口【国】	海外進出日系企業等	操業再開に向けた支援策、ビジネス短信の発信のほか、新型コロナウイルス関連相談窓口を開設しています。	日本貿易振興機構新型コロナウイルス関連相談窓口 (TEL 03-3582-5651)
	41	事業資金相談ダイヤル【国】	中小企業、小規模事業者、農林漁業者	融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。	日本政策金融公庫 (TEL 0120-154-505)
	42	人権相談(法務局)【国】	どなたでも	差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット上の書き込みなど、人権問題について相談を受け付けています。	松江地方法務局 (TEL 0852-32-4260) みんなの人権110番 (TEL 0570-003-110) 子どもの人権110番 (TEL 0120-007-110) 女性の人権ホットライン (TEL 0570-070-810)
	43	経営支援ワンストップ窓口【市】	中小企業、小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響等により資金繰りを始めた経営に関するご相談をお受けしています。	松江商工会議所 (TEL 0852-23-1616) まつえ北商工会 (TEL 0852-82-2266) まつえ南商工会 (TEL 0852-66-0861) 東出雲町商工会 (TEL 0852-52-2344)

③観光支援

分野	NO	支援制度名	対象となる人	支援内容	問い合わせ先
観光誘客	1	再発見！あなたのしまねキャンペーン（＃WeLove山陰キャンペーン含む）【県】	島根県民、鳥取県民、広島県民、山口県民	県内登録宿泊施設の宿泊割引（1/2、上限5千円／人・泊）、登録旅行会社の旅行商品の割引（1/2、上限5千円／人・泊）、地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布（上限2千円／人）	＃WeLove山陰キャンペーン 島根事務局 （TEL 0852-43-0001） 島根県観光振興課 （TEL 0852-22-6914）
	2	教育旅行誘致事業【県】	旅行会社	県内への修学旅行に対しバス代等を助成（1台50～100千円）	島根県観光連盟 （TEL 0852-21-3969）
	3	MICE誘致事業【県】	企業・旅行会社	30名以上の宿泊を伴う企業旅行に対し、お出迎え、パーティー等の演出、記念品プレゼント	島根県観光連盟 （TEL 0852-21-3969）
	4	学生旅行の商品造成支援事業【県】	首都圏・関西圏の学生向け	交通割引（高速バス、JR、航空機）付き宿泊旅行商品	島根県観光連盟 （TEL 0852-21-3969）
	5	県内交通事業者を活用した旅行商品造成支援事業【県】	関西・山陽・四国地方からの旅行者向け	県内の2次交通等割引（高速バス・タクシー・バス・電車等）付き旅行商品	島根県観光連盟 （TEL 0852-21-3969）
	6	旅行会社商品造成支援事業【県】	中国・四国地方からの宿泊者向け	ガソリン券（2千円）又は高速バス代半額割引（最大4千円）付き宿泊旅行商品	島根県観光連盟 （TEL 0852-21-3969）
	7	ネット系旅行会社を活用した宿泊割引・プロモーション【市】	山陰（島根県、鳥取県）を除く全国の方	ネット系旅行会社の特集ページにて情報発信及び宿泊料金（2,500円／1人）クーポンの発行	観光文化課 （TEL 0852-55-5214）
	8	「LINEでお得！おでかけHappy松江旅」～松江市観光施設割キャンペーン～【市】	全国	携帯アプリを活用し、市内観光施設（19施設）の割引クーポンを発行	松江観光協会 （TEL 0852-27-5843） 観光文化課 （TEL 0852-55-5214）

※観光支援について、現在、「まん延防止等重点措置」が適用されているため停止中